

# 沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程

平成元年8月4日  
告示第602号

改正 平成11年11月19日告示第819号 平成14年5月31日告示第484号  
平成17年3月29日告示第259号 平成22年3月19日告示第172号  
平成28年3月31日告示第203号

沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程を次のように定める。

## 沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程

(趣旨)

第1条 知事は、本県産業の技術革新、高度情報化、国際化等への適切かつ円滑な対応を促進し、もって産業の振興を図るため、市町村、事業者団体等が別表に規定する事業を行う場合において、当該事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、経費及び補助率は、別表のとおりとする。ただし、補助事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象外とする。

- (1) 国等の補助金の交付の対象となる事業（知事が特に必要と認める事業を除く。）
- (2) 沖縄県の他の補助金の交付の対象となる事業
- (3) 他の団体等に対する出資（知事が特に必要と認める出資を除く。）又は貸付事業

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、産業振興基金事業補助金交付申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(申請の取下げ)

第4条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(経費配分及び内容変更申請)

第5条 補助事業者は、軽微な変更を除き、補助事業の経費配分又は内容の変更をしようとするときは、産業振興基金事業経費配分（内容）変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

2 前項に規定する軽微な変更は、補助事業の経費区分相互間の経費配分の変更でそれぞれの経費の20パーセント以内の増減とする。

(中止又は廃止の承認申請)

第6条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、産業振興基金事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第7条 補助事業者は、補助事業を行う会計年度の9月30日現在における補助事業の遂行状況について、産業振興基金事業遂行状況報告書（第4号様式）を当該年度の10月15日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、

その日から起算して30日又は補助事業を行う会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、産業振興基金事業実績報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の概算払）

第9条 補助事業者は、補助金の概算払の申請をしようとするときは、産業振興基金事業補助金概算払申請書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第10条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（第7号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

（財産の管理等）

第11条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（第8号様式）を備え、図面、設計書、仕様書等の関係書類を附属し管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第8条の規定による報告書に取得財産等管理台帳及び附属する関係書類を添付しなければならない。

4 補助事業者は、取得財産等を処分するまでの間、毎会計年度終了後90日以内に補助事業による取得財産等の状況を報告するとともに、関係する調査に協力しなければならない。

（財産の処分の制限）

第12条 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は増加価格が1件当たり50万円以上の機械、器具、備品その他の財産については、補助事業の完了後においても知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

（産業財産権に関する届出）

第13条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく産業財産権届出書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

（収益納付）

第14条 補助事業者は、補助事業終了後5年間、毎会計年度終了後90日以内に取得財産等で得た収益を取得財産等収益状況報告書（第11号様式）により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は補助事業の実施期間及び終了後5年の間に、当該補助事業により取得した産業財産権の譲渡若しくは実施権の設定又は当該補助事業による成果の他への供与により収益が生じたときは、産業財産権等収益状況報告書（第12号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前2項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

4 知事は、前項の認定に関し必要な条件を付することができる。

（成果の公表）

第15条 知事は、補助事業の成果を公表することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により知事が行う補助事業の成果の公表に協力しなければならない。

（帳簿等の整備及び保管）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支状況を明らかにするために他の経理と明確に区分し、必要な帳簿及び証拠書類を備え、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

- 1 この告示は、平成元年8月4日から施行し、平成元年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成元年度における補助事業の遂行状況報告に対する第7条の適用については、同条中「9月30日」とあるのは「10月31日」と、「10月15日」とあるのは「11月15日」とする。

附 則（平成11年11月19日告示第819号）

この告示は、平成11年11月19日から施行し、改正後の沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程の規定は、平成11年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成14年5月31日告示第484号）

この告示は、平成14年5月31日から施行し、改正後の沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程の規定は、平成14年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成17年3月29日告示第259号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月19日告示第172号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第203号）

この告示は、平成28年4月1日から施行し、改正後の沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程の規定は、平成28年度予算に係る補助金から適用する。

別表（第1条、第2条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率
戦略的産業育成支援事業	本県の施策と連動し、付加価値の高いビジネスモデルの創出等を推進する戦略的産業（情報通信産業、観光リゾート産業、国際物流機能を活用した新たなビジネスを展開する臨空臨港型産業等）の育成・支援事業に要する経費。ただし、土地購入費を除く。	3/4以内。ただし、県が出資して設立した産業振興を目的とする法人で、知事が特に必要と認めるもの（以下「県出資法人」という。）については10/10以内とする。
エネルギー基盤安定整備事業	本県におけるクリーンエネルギーの利活用、エネルギー供給の不利性低減等のエネルギー基盤安定化に資する事業に要する経費。ただし、土地購入費を除く。	2/3以内
地域産業技術活性化・高度化支援事業	(1) 地域産業連携支援事業 産業分類の異なる事業者団体等で構成する連携体が行う、地域産業の活性化又は高度化に寄与すると認められる研究開発事業に要する経費。ただし、土地購入費を除く。	3/4以内
	(2) 地域産業支援事業 地域特性を生かした地域産業の活性化又は高度化に大きく寄与すると認められる新技術又は新製品の研究開発事業、地域産業育成支援事業等に要する経費。ただし、土地購入費を除く。	2/3以内。ただし、県出資法人に限り、10/10以内
技術・情報基盤整備事業	(1) 技術・情報基盤施設建設支援事業 本県の技術集積の低位性を克服し、地域特性を生かした先導的技術開発、技術交流、国際研究協力、人材育成、技術情報提供、普及啓発等を産学官の連携により推進する地域技術基盤となる施設の建設又は管理運営の支援に要する経費。ただし、土地購入費を除く。	10/10以内。ただし、県出資法人に限る。（管理運営費については、知事が必要と認める額）
	(2) 技術基盤整備事業	1/2以内

	技術の集積又は他産業との連携による高度化又は高付加価値化、生産プロセスの見直しによる競争力強化等を推進し、沖縄県全体への波及効果が期待されるものづくり又は生産技術の基盤整備事業に要する経費。ただし、土地購入費を除く。	
人材育成事業	マネジメント人材、研究者及び技術者に対して専門的知識を習得させるため、国公設試験研究機関、先進企業等への派遣研修事業、海外派遣研修事業等の人材育成事業に要する経費	3/4以内。ただし、県出資法人に限り10/10以内
北部地域産業振興事業	北部地域（名護市、国頭郡並びに島尻郡伊平屋村及び伊是名村をいう。）における地場産業、情報関連産業、地域イベント等の戦略的産業及び情報関連、技術・研究開発関連、観光リゾート関連、農林水産業関連分野等の人材育成並びに支援及び活用事業に要する経費	10/10以内

- 第1号様式  
(第3条関係)
- 第2号様式  
(第5条関係)
- 第3号様式  
(第6条関係)
- 第4号様式  
(第7条関係)
- 第5号様式  
(第8条関係)
- 第6号様式  
(第9条関係)
- 第7号様式  
(第10条関係)
- 第8号様式  
(第11条関係)
- 第9号様式  
(第12条関係)
- 第10号様式  
(第13条関係)
- 第11号様式  
(第14条関係)
- 第12号様式  
(第14条関係)